

地方公務員法等の一部を改正する法律案の概要

地方公務員に係る制度の改革を進めるため、自律的労使関係制度の措置に伴う所要の措置を講ずるとともに、能力及び実績に基づく人事管理の徹底並びに退職管理の適正の確保のための措置を講ずる。

(1) 自律的労使関係制度の措置

- ① 一般職の地方公務員（団結権を制限される職員等を除く。）への協約締結権の付与に伴い、勤務条件等に関する人事委員会勧告制度を廃止する。
- ② 住民への説明責任を果たし、住民の理解を得る観点から、人事委員会が民間の給与等の実態を調査・把握する。

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の徹底

勤務評定を廃止し、人事評価その他の能力の実証に基づき任用することとする人事管理制度を導入する。

(3) 退職管理の適正の確保

退職職員による現職職員への働きかけに関する規制等を導入する。

(4) 消防職員

消防職員について、団結権を付与し、当局と交渉ができることとする（協約締結権は付与しない）。同時に、消防職員委員会制度は廃止することとする（消防組織法の改正）。

(5) 施行日

- (1) : 公布日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 及び (3) : 公布日から2年を超えない範囲内において政令で定める日
- (4) : (1) の施行日から3年後